

第 5 次大阪府文化振興計画
答申案

令和 3 年（2021 年）3 月

大 阪 府

次期計画答申案

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | |
| 1-1 | 計画の策定趣旨 | 1 |
| 1-2 | 計画の位置付け | 2 |
| 1-3 | 計画の期間 | 2 |
| 1-4 | 対象とする文化芸術の範囲 | 3 |
| 1-5 | 文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの） | 3 |
| 第2章 | 計画の基本的な考え方 | |
| 2-1 | 目指す将来像 | 10 |
| 2-2 | 基本理念 | 11 |
| 2-3 | 施策の方向性 | 12 |
| 2-4 | 施策推進における連携 | 13 |
| | （1）文化芸術施策と各関連分野における施策との有機的連携 | |
| | （2）府内市町村との連携 | |
| 第3章 | 施策の具体的取組 | |
| 3-1 | 施策の方向性A「文化にかかわる環境づくり」 | 15 |
| 3-2 | 施策の方向性B「文化が都市を変革する」 | 16 |
| 3-3 | 施策の方向性C「文化が社会を形成する」 | 17 |
| 第4章 | 計画の推進にあたって | |
| 4-1 | 府の役割 | 20 |
| 4-2 | 推進体制、進行管理 | 20 |
| 4-3 | 大阪アーツカウンシル | 20 |
| 4-4 | 評価指標 | 21 |
| 第5章 | 資料編 | |
| | ○文化芸術基本法 | 23 |
| | ○大阪府文化振興条例 | 30 |
| | ○大阪府市文化振興会議委員名簿 | 35 |
| | ○パブリックコメント結果 | 36 |
| | ○計画の概要 | 37 |
| | ○脚注 | 38 |

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画の策定趣旨

大阪府では、平成17年に大阪府文化振興条例（平成17年3月29日大阪府条例第10号）を制定し、これまで4次にわたり「大阪府文化振興計画」を策定してきました。

平成28年度から令和2年度を計画期間とする第4次大阪府文化振興計画では、大阪市と共通のビジョンのもと、目指す将来像「文化自由都市、大阪」を掲げ、府民やアーティスト等の自主性、創造性が発揮され、自由で多彩な文化活動がより活発に行われるようサポートするとともに、民間では取り組むことが難しい文化創造の基盤づくりや地域課題の改善・解決につながる取組、公共空間を活用したプロジェクト等、文化の振興に関する施策の推進に取り組んできました。

この間、文化芸術に関する法律の制定や改正、大阪初となる百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録、2025年大阪・関西万博の開催決定など、文化芸術を取り巻く状況は大きく変化しています。

大阪府文化振興条例の前文にあるとおり、大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきました。

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいかなければなりません。

「第5次大阪府文化振興計画」の策定にあたっては、これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、文化芸術を取り巻く状況の変化などを踏まえ、引き続き、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、文化の振興に力強く取り組みます。

第1章 計画の策定にあたって

なお、大阪府、大阪市では、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた文化芸術活動に対し、新たな支援事業の立ち上げや支援につながるよう既存事業の拡充を図るなどの措置を講じてきました。今後においては、引き続き感染状況を踏まえつつ、文化振興施策と感染対策の両立を図り、大阪にある多彩で豊かな文化芸術の灯が途絶えることがないように、必要に応じて柔軟かつ迅速な施策の推進に積極的に取り組みます。

また、本計画のうち、都市魅力の推進に関する施策については、新たに策定される「(仮)大阪都市魅力創造戦略 2025」(令和2年3月)においても主要な施策の一つとして位置付けられています。

1-2 計画の位置付け

本計画は、大阪府文化振興条例第6条第1項に規定する「文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」として策定するものです。

また、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2第1項に規定される「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けるものです。

1-3 計画の期間

本計画における計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、新型コロナウイルスの感染状況やその他の社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の内容を見直していきます。

次期計画答申案

第1章 計画の策定にあたって

1-4 対象とする文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、大阪府文化振興条例の規定を踏まえ、次のとおりとします。

| |
|---|
| 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）その他の芸術） |
| 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能） |
| 上方演芸（大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸） |
| 生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化） |
| 地域文化（祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化） |
| 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽） |
| スポーツ文化 |
| 学術文化 |
| 文化財（有形又は無形の文化財） |

1-5 文化芸術を取り巻く状況（前計画策定以降の主なもの）

● 文化芸術振興基本法の一部改正

文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が平成13年に成立して以降、少子高齢化やグローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくりなど、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきました。

第1章 計画の策定にあたって

また、今後開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあります。こうしたことを受けて、平成29年6月に「文化芸術振興基本法」が改正され、新たに「文化芸術基本法」として公布・施行されました。

今回の改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされました。

また、政府は従来の文化芸術の振興に関する基本的な方針に代えて、新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされ、地方公共団体においては、この基本計画を参酌し、地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとされました。

● 文化芸術推進基本計画（第一期）の閣議決定

文化芸術基本法の規定に基づき、政府において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年3月に「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」が策定（閣議決定）されました。

この計画では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や、計画期間中（平成30年度～令和4年度の5年間）の文化芸術政策の基本的な方向性等が示されました。

第1章 計画の策定にあたって

● 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律では、基本理念として、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進することなどが規定されました。また、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが明記されました。

また、文部科学大臣及び厚生労働大臣による「基本計画」の策定が義務付けられ、地方公共団体においては、この基本計画を勘案し、障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めるものとされており、大阪府では、こうした点も踏まえ、令和3年3月（予定）に「第5次大阪府障がい者計画」を策定しました。

● 文化財保護法の一部改正

過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、「文化財保護法」が改正され、平成31年4月に施行されました。

今回の改正においては、都道府県は文化財保存活用大綱を策定できると規定され、大阪府では、大阪の文化財における諸課題に対応し、めざすべき姿や施策の方向性を示すため、令和2年3月に「大阪府文化財保存活用大綱」を策定しました。

第1章 計画の策定にあたって

● 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が公布され、令和2年5月に施行されました。

この法律では、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域における文化観光を推進するための措置などが規定されました。

● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場やホールなどの文化関係施設のほとんどが休館を余儀なくされ、文化芸術団体やアーティストにとっての活動の場が失われ、府民にとっても、文化芸術に触れ、親しむ機会が、数多く失われることとなりました。文化関係者からは、生活や文化芸術活動に関する切実な声が発せられ、国や大阪府などにおいては、融資や給付金に加え、文化芸術活動への支援策が講じられました。

文化芸術活動は、いわゆる3密を避けることが難しい形態でもあり、感染拡大以前の活動状態に戻ることは困難な状況にあります。

また、文化芸術活動を行う際は、「新しい生活様式」や、業種ごとに定められた感染拡大予防の「ガイドライン」などを踏まえ、密集・密接の回避、消毒、換気など、様々な対策を講じることが必要になっています。

第1章 計画の策定にあたって

● SDGs（エスディージーズ）の採択

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標で、その下に、169のターゲット、232の指標が定められています。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めた様々なステークホルダーが取り組むべき目標とされており、大阪府では、令和2年3月に策定した「OsakaSDGs ビジョン」に基づいてSDGs先進都市をめざした取り組みを進めています。



● 超スマート社会の推進

世界の諸都市では、IoT※1、AI※2、ビッグデータ※3等の先端技術を利用し、都市課題の解決や都市機能の効率化に活かそうとする「スマートシティ」の取組が始まっています。大阪においては、人口減少・超高齢社会が到来する中、様々な都市課題を乗り越え、府民が笑顔で暮らし続けることができる都市づくりが求められており、そのツールとなるのが、ICT※4をはじめとする先端技術であり、それらを活用した「スマートシティ化」です。

第1章 計画の策定にあたって

大阪府では、府域全体で先端技術による利便性の向上を住民が実感でき、笑顔で暮らせる都市・大阪を作っていくため、令和2年3月に「大阪スマートシティ戦略Ver.1.0」を策定し、スマートシティを実現するための取組を推進しています。

● 2025年大阪・関西万博の開催決定

「万博」は世界中からたくさんの人やモノが集まるイベントで、地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場です。2025年大阪・関西万博は、20年ぶりに日本で開催される国際博覧会として、平成31年7月に開催が決定しました。

2025年大阪・関西万博では、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献と、日本の国家戦略 Society5.0^{*5}の実現を目指しています。

《開催概要》

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”

コンセプト：-People’s Living Lab- 未来社会の実験場

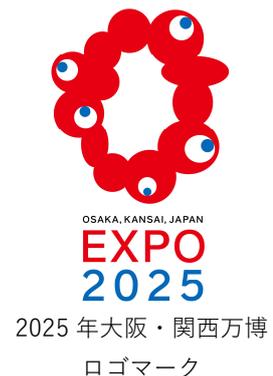
- ・展示をみるだけでなく、世界80億人がアイデアを交換し、未来社会を「共創」(co-create)
- ・万博開催前から、世界中の課題やソリューションを共有できるオンラインプラットフォームを立ち上げ
- ・人類共通の課題解決に向け、先端技術など世界の英知を集め、新たなアイデアを創造・発信する場に

開催期間：2025年4月13日(日)～10月13日(月) 184日間

開催場所：大阪 夢洲（ゆめしま）

想定来場者数：約2,800万人

経済波及効果(試算値)：約2兆円



第1章 計画の策定にあたって

● 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録

百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、当時の政治・文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の発着点であった大阪湾に接する平野上に築造された45件49基の古墳群です。

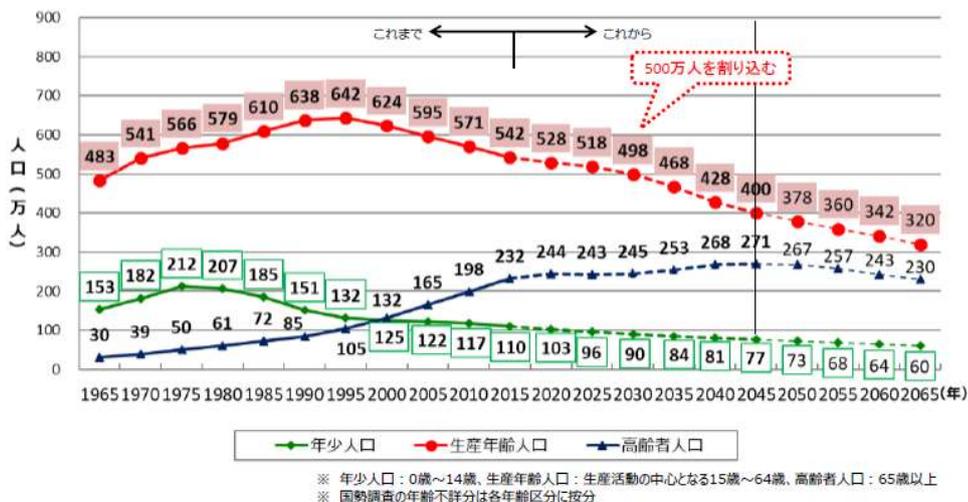
令和元年7月に、大阪で初めて世界遺産に登録され、大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市が一体となり、資産の保護保存・活用の取組や資産の価値を国内外に発信する取組を進めています。

● 人口減少と少子高齢化の進行

大阪府の人口は、2010年の約887万人をピークに減少期へ突入しており、2015年には、約3万人減少し約884万人となりました。その後、2045年までの30年間で136万人の急激な減少（▲15.4%）となり、748万人となることが見込まれています。

- ・ 高齢者人口：232万人(2015年) ⇒ 271万人(2045年) 約16%増
- ・ 生産年齢人口：542万人(2015年) ⇒ 400万人(2045年) 約26%減
- ・ 年少人口：110万人(2015年) ⇒ 77万人(2045年) 約30%減

※大阪府人口ビジョン策定後の人口動向等の整理（令和元年8月）より



出典：2015年までは総務省「国勢調査」。

2020年以降は「大阪府の将来推計人口について（2018年8月）」における大阪府の人口推計（ケース2）に基づく大阪府政策企画部推計

「文化共創都市、大阪」～文化が未来を切り拓く～

文化芸術は、人々の創造性を育み、表現力を高め、さらには、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。さらには、都市ブランドの形成や地域経済、産業の活性化など、社会の様々な分野の発展にも寄与するものでもあります。そのような社会的価値や公益性を有する文化芸術は、人が生きていくために欠かすことのできないものであり、年齢、障がいの有無、経済的な状況や居住する地域に関わらず等しく、文化芸術を創造し、享受できる環境を整備することなどが求められています。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態によって、様々な文化芸術活動は、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」等を踏まえた感染防止対策が求められる中、これまでと同様の活動が困難な状況にあって、改めて、人の心を豊かにし、生きる糧となるといった文化芸術が持つ力が必要とされています。今一度、文化芸術の役割を再認識し、その価値をより一層高めていくとともに、地域の文化力の向上や、観光、まちづくりなど、関連する分野における施策との有機的な連携を通じて、都市全体の魅力のさらなる向上を図る必要があります。さらに、大阪にある多彩で豊かな文化芸術を、途絶えることなく次世代へと継承していかなければなりません。

大阪は、府民一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、行政のみならず様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を”共に創り”、支え、育み、その価値を高め、文化芸術の力で、心豊かで活力ある未来を切り拓いていくことができるよう、『「文化共創都市、大阪」～文化が未来を切り拓く～』を目指す将来像として掲げ、誰もが、文化芸術活動を通じて、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる都市を目指します。

第2章 計画の基本的な考え方

2-2 基本理念

目指す将来像の実現に向けて、以下の3つの基本理念を定め、文化芸術施策の振興に取り組めます。

① あらゆる人々が文化を享受できる都市

(都市のイメージ)

府民市民の自主性、創造性が発揮されることはもとより、あらゆる人々が年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境が整備され、途絶えることなく次世代へと継承されている。

② 大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市

(都市のイメージ)

国内外から芸術家等が集い、様々な文化芸術が交流し、新たなつながりや創造が促進され、生み出されたイノベーションが、地域の文化力や都市の魅力の更なる向上につながっている。

③ あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市

(都市のイメージ)

あらゆる人々が文化芸術を通じて社会参加し、心のつながりや相互理解が広がり、多様性を受け入れ、尊重し合う土壌が育まれ、心豊かで、誰もがいきいきと活動できる社会が形成されている。

第2章 計画の基本的な考え方

2-3 施策の方向性

本計画では、基本理念を踏まえ、施策の方向性として3つの基本方向を定め、それぞれの下に各施策を位置付け、文化芸術施策を体系的に推進します。

基本方向A「文化にかかわる環境づくり」

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、あらゆる人々が年齢などにかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境の整備を図ることが求められています。

このため、文化芸術を鑑賞する機会等の充実、子どもや青少年が文化芸術を通じて成長する機会の提供、文化芸術を支え、育て、次世代へと継承する意識の醸成などに取り組みます。

基本方向B「文化が都市を変革する」

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高め、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するなど、社会の様々な分野の発展に寄与するものであり、都市を変革する力を有しています。

こうしたことから、文化芸術の担い手の育成・支援、多彩な大阪文化の活用、新たな文化の創造・発信、他文化との交流促進などを通じて、持続可能な文化芸術の振興や、さらなる都市魅力の向上等を図ります。

基本方向C「文化が社会を形成する」

文化芸術を通じて、他者の文化や価値観を理解し、共生していく基盤をつくることは、人々が幸せに暮らしていくために欠くことができないものであり、心豊かな活力ある社会の形成にとって重要な意義を有しています。

第2章 計画の基本的な考え方

こうしたことから、文化芸術拠点の充実や機能強化、文化関係施設のネットワーク化と市町村連携、府内各地にある文化資源の保存、活用、継承などを通じて、多様な人々が集い、交流する機会の創出や、文化芸術の社会的価値の醸成などに取り組みます。

2-4 施策推進における連携

(1) 文化芸術施策と各関連分野における施策との有機的連携

文化芸術の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性を尊重しつつ、文化芸術活動がより活発に行われるよう、芸術家等、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者と連携、協力を図りながら、施策の推進に努めてきました。このような中、平成29年改正の文化芸術基本法では、第2条において、文化芸術施策の推進にあたっては、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮」することが新たに規定されました。

府では、文化芸術と各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう、芸術家等の文化芸術関係者だけでなく、庁内関係部局や文化芸術以外の関連分野の関係者などとの情報共有、連携強化に取り組めます。

また、各関連分野での様々な取組を通じて、府民が文化芸術に触れる機会が拡充されるよう、学校、教育施設、福祉施設、医療機関、スポーツ施設等との連携促進に努めます。

(2) 府内市町村との連携

大阪府文化振興条例第3条において、府は、「市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言、その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

第2章 計画の基本的な考え方

府内全域にわたって各地域の特性や特色を活かした文化芸術施策を推進する上で、市町村が果たす役割は重要であることから、府は広域自治体として、府内市町村に対する様々な情報の提供をはじめ、文化行政担当者間における意見交換や府内での先進事例の共有、市町村と連携した文化芸術事業の実施など、府内市町村との連携強化に取り組むとともに、市町村相互の連携を促進します。

また、各市町村において、文化芸術の振興に関する条例の制定や基本計画の策定が推進されるよう支援に努めます。

第3章 施策の具体的取組

3-1 施策の方向性A「文化にかかわる環境づくり」

① 文化芸術を鑑賞する機会等の充実

- 子ども、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会のさらなる充実に取り組みます。
- 子どもや青少年に対して、一流の文化芸術に触れる機会の創出、アウトリーチ活動^{※6}やワークショップなどの体験機会の充実に努めます。
- 高齢者や障がい者に対して、文化芸術活動が活発に行われるよう、表現活動の場や創作・発表の機会の確保に努めます。
- 外国人などに対して、文化芸術を通じた相互理解や国際交流につなげるため、文化関係施設等の多言語化の推進や、文化芸術の体験機会の充実に努めます。
- 文化振興と新型コロナウイルス感染症対策の両立を図り、感染症と共存しながら、府内で文化芸術活動が継続されるよう、芸術家等に対して活動場所や出演の機会を創出することにより、引き続き、府民が様々な文化芸術に触れ、楽しむことができるよう機会の提供に取り組みます。

② 文化芸術を通じた子ども・青少年の成長する機会の提供

- 文化芸術を通じて、子どもや青少年の豊かな感性や創造性を育むとともに、文化芸術への興味や関心を深めることができるよう、子どもたちが自主的かつ主体的に文化芸術にかかわる機会を創出します。
- 教育機関等と連携し、歴史や地域の伝統などを含め、大阪にある様々な文化芸術に関する理解の促進、文化芸術教育の充実を図ります。

第3章 施策の具体的取組

③ 文化芸術を支え、育て、次世代へと継承するための府民意識の醸成

- 府民が誇りを持ち、大阪の文化芸術を支え、育て、途絶えることなく次世代へと継承していけるよう、意識や機運の醸成に取り組みます。
- 府民が、文化芸術が持つ力や役割を再認識し、文化芸術の価値がより一層高まるよう、文化芸術に親しみ、学ぶ機会の充実や、普及啓発等に取り組みます。

3-2 施策の方向性B「文化が都市を変革する」

① 文化芸術を創造し、支える人材の育成・支援

- 文化芸術の担い手（創造的活動を行う者や文化芸術を支える人材（企画又は制作を行う者、技術者）等）の育成や支援に取り組み、持続可能な文化芸術の振興を図ります。
- 大阪をめざして芸術家等が集まり、人材の交流が生まれ、デザインや産業など他分野の質を高めるような新しいチャレンジが創造されるよう、文化芸術活動に対する支援の充実に取り組みます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な文化芸術活動が甚大な影響を受け、中、「新しい生活様式」等を踏まえた感染防止対策が求められる状況などを踏まえ、文化芸術活動に対して、長期的かつ継続的な支援に取り組みます。

② 多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進

- 大阪が誇る上方伝統芸能や上方演芸をはじめ、歴史遺産、景観、食文化など、府内各地にある様々な文化資源や地域の魅力を活用し、国際エンターテインメント都市としての都市ブランドの形成を通じて、さらなる都市魅力の向上を図ります。

第3章 施策の具体的取組

- 博物館や美術館など、文化資源の保存、活用を行う施設において、文化資源の鑑賞、体験など文化についての理解を深める機会の拡大など、国内外からの観光旅客の来訪が促進されるよう、文化観光の推進に努めます。

- ③ **新たな文化の創造・国内外への発信、他文化への理解や交流の促進**
 - AI、VR^{※7}、AR^{※8}などの最先端技術を取り入れた新しい文化芸術の取組を推進するとともに、「新しい生活様式」などを踏まえ、新型コロナウイルスの影響下でも実施可能な、ICT技術を活用した文化芸術活動の普及に努めます。
 - 2025年大阪・関西万博に向け、文化芸術活動を通じて、大阪と国内外の様々な文化や歴史、言語、習慣などが交流する機会を創出し、他文化理解、異文化交流の促進に取り組みます。また、産官学民の様々な立場の人々が主体的にかかわり、多様性を互いに尊重し、認めあい、共に活躍、成長することができるダイバーシティ^{※9} & インクルージョン^{※10}の実現をめざします。

3-1 施策の方向性C「文化が社会を形成する」

① 文化芸術拠点の充実や機能強化

- 劇場やホール、音楽堂などは、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々の創造性を育み、共に生きる絆を形成するための拠点であり、心豊かな生活や活力ある社会の構築などに欠かせない、重要な役割を担うものであることから、引き続き、官民の適切な役割分担のもと、施設の設置や立地誘導に努めます。
- 国内外の多くの人にスポーツや文化芸術のコンテンツを楽しみ、感動を与えられる場としていくため、国際的なスポーツ大会やコンサート等が開催できる大規模アリーナを整備し、それを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくりを進めます。

第3章 施策の具体的取組

- 府立江之子島文化芸術創造センター(enoco)に関して、アーティストやクリエイター・府民・行政・企業・大学等が交流・連携・協働する拠点として機能を強化し、文化芸術の創造及び振興を図るとともに、府所蔵美術作品の管理・活用や次世代の担い手の育成にも取り組みます。また、文化芸術についての様々な情報の一元化を図り、府内の文化団体や芸術家等に対してのワンストップ窓口の機能を確立します。
- 府立上方演芸資料館(ワッハ上方)は、全国で唯一の演芸資料館として、資料等の収集・保存・展示等の取組を通して、上方演芸の保存及び振興を図るとともに、府民に上方演芸に親しむ場を提供します。

② 文化関係施設のネットワーク化と市町村連携

- 公立、私立にかかわらず、府内にある文化関係施設(劇場・音楽堂・文化会館・文化ホール等、博物館、美術館 等)において、文化芸術に関する情報の共有や交換、文化芸術を支える人材等の交流が促進されるよう、ネットワークの構築に取り組みます。
- 目指す将来像の実現に向け、府内各地域において、多様で特色ある文化芸術活動がこれまで以上に活性化されるよう、府が中心となり、文化関係施設のネットワークも活かしながら、府内市町村が情報共有できる機会などを設けます。

③ 文化資源の保存、活用、継承

- 有形・無形を含め、府内にある様々な文化資源について、途絶えることなく次世代へと継承していけるよう、アーカイブ^{※11}化を図るとともに、教育・研究分野など、幅広い分野で利活用されるよう取り組み、府民が文化資源の社会的価値を認識し、文化芸術が尊重される社会をつくります。

第3章 施策の具体的取組

- 特に、文化財については、大阪府文化財保存活用大綱に基づき、適切な保存・活用による次世代への確実な継承及び継続的な地域の維持発展に向けた取組を促進します。

第4章 計画の推進にあたって

4-1 府の役割

府民や文化芸術活動を行う者等の自主性や創造性を尊重し、府はサポート役として、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、文化の振興に関する施策に取り組めます。

4-2 推進体制、進行管理

本計画の推進にあたっては、府民文化部を中心に関係所属とも連携し、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、本計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を行います。

各施策・事業のプログラム評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果や改善提案等について大阪府市文化振興会議に報告します。

大阪府市文化振興会議では、この報告や本計画の評価指標の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握するとともに、重要な施策等についての審議を行います。

4-3 大阪アーツカウンシル

大阪の文化施策を推進する仕組みとして、大阪府と大阪市は、平成25年度に大阪府市の附属機関である大阪府市文化振興会議の部会という位置付けのもと「大阪アーツカウンシル」を設置しました。

大阪アーツカウンシルは、独立性と専門性を確保しつつ、「評価・審査」、「調査」、「企画」など、大阪における文化芸術のパワーアップに向けた取組を行ってきました。

引き続き、大阪府市の所管事業の評価や補助事業の採択審査等の「評価・審査」、大阪の文化に関する基礎データやアーティストのニーズの把握等の「調査」、文化芸術の担い手へのサポート等の現場支援や文化芸術を活かした新たな提案の実施等の「企画」の取組を推進します。

第4章 計画の推進にあたって

今後は、これまでの実績を踏まえながら、芸術文化の担い手を支援し、大阪の文化力の更なる向上につなげるため、引き続き「評価」「審査」を中心としつつ、「調査」や「企画」を強化して、取組み内容の質を高め、それらの取組みについて積極的に発信していきます。

4-4 評価指標

■基本的な考え方

本計画全体の進捗把握のため、「施策の方向性」ごとに評価指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施します。また、評価指標については、国の計画の指標を踏まえて設定しており、可能なものについては、全国レベルの進捗状況と比較します。

■評価指標の位置付け

評価指標は、本計画を評価・検証し、フォローアップを行う際のよりどころとなるものであり、指標の内容を達成することが目的ではありません。そのため、本計画の評価・検証にあたっては、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、指標に基づく全体の状況をもとに進捗状況を適切に把握します。

第4章 計画の推進にあたって

■評価指標

| 施策の方向性 | 施策 | 評価指標（例） |
|---------------|---------------------------------|--|
| A文化にかかわる環境づくり | ①文化芸術を鑑賞する機会等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●過去1年間の「趣味・娯楽」行動における文化芸術関連の状況（総務省「社会生活基本調査」） ●文化芸術に関するボランティア数（総務省「社会生活基本調査」） ●劇場、音楽堂等における多言語化対応の割合（文化庁「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査」） ○文化振興基金への寄附件数、金額 ○舞台芸術・芸能公演数（文部科学省「社会教育調査」） ※地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するものが主催又は共催するもの。 ○各博物館（近つ飛鳥、弥生文化）、大型児童館ビッグバンの利用者数 |
| | ②文化芸術を通じた子ども・青少年の成長する機会の提供 | |
| | ③文化芸術を支え、育て、次世代へと継承するための府民意識の醸成 | |
| B文化が都市を変革する | ①文化芸術を創造し、支える人材の育成・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●芸術家人口の数（総務省「国勢調査」） ※芸術家は、「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」「舞踏家・俳優・演出家・演芸家」のいずれか。 ○文化芸術フェス鑑賞者数、満足度 ○大阪が楽しいまちだと思っている人の割合（将来ビジョン・大阪に関する調査） <参考> ○世界の都市総合ランキング（文化・交流）（森記念財団調査） |
| | ②多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進 | |
| | ③新たな文化の創造・国内外への発信、他文化への理解や交流の促進 | |
| C文化が社会を形成する | ①文化芸術拠点の充実や機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○enoco 来館者数、所蔵作品活用数、貸室利用率（稼働率）、ウェブサイトアクセス数 ○ワッハ上方来館者数、施設満足度、館外展示実施回数、ウェブサイトアクセス数 ○府内の指定等文化財件数 ●府内市町村における文化芸術に関する条例数、計画の策定数 |
| | ②文化関係施設のネットワーク化と市町村連携 | |
| | ③文化資源の保存、活用、継承 | |

●は国の文化芸術推進基本計画と同じ指標

第5章 資料編

○ 文化芸術基本法

平成十三年法律第四百四十八号

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

第5章 資料編

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

第5章 資料編

- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

- 第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

- 第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

- 第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

- 第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

- 第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5章 資料編

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5章 資料編

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5章 資料編

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第5章 資料編

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第5章 資料編

○ 大阪府文化振興条例

平成十七年三月二十九日
大阪府条例第十号
改正 平成二五年三月二七日条例第一八号

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。

大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきた。

少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人のきずなやお互いの人権を大切にする地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかなければならない。

さらに、まちを魅力的でにぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壌づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。

ここに、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(平二五条例一八・一部改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることに鑑み、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(平二五条例一八・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることに鑑み、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

第5章 資料編

- 5 文化の振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 7 文化の振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。
(平二五条例一八・一部改正)

(府の責務)

- 第三条 府は、文化の振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。
- 2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。
(平二五条例一八・一部改正)

(府民の役割)

- 第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第二章 文化振興計画

(計画の策定)

- 第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。
- 2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等

(平二五条例一八・改称)

(大阪府市文化振興会議への諮問)

- 第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府市文化振興会議に諮問し、その意見を聴かななければならない。
- 一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。
(平二五条例一八・一部改正)

第5章 資料編

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

第四章 文化の振興に関する施策

(芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(上方演芸の保存及び振興)

第十一条 府は、上方演芸(大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。)の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第十二条 府は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、地域文化(祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。)及び国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることに鑑み、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(学術文化の振興)

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことに鑑み、学術の研究の振興に努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

(文化財の保存等)

第十五条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び白然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二五条例一八・一部改正)

第5章 資料編

(府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するように努めるものとする。

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 資料編

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(大阪府附属機関条例の一部改正)
- 2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附 則(平成二五年条例第一八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

次期計画答申案

第5章 資料編

○ 大阪府市文化振興会議委員名簿

令和3年3月現在

| | |
|--------|---|
| 蔭山 陽太 | 一般社団法人アーツシード京都 支配人 |
| 梶木 典子 | 神戸女子大学家政学部 教授 |
| 片山 泰輔 | 静岡文化芸術大学文化政策学部 教授 |
| 永田 靖 | 大阪大学大学院文学研究科 教授 |
| 中西 美穂 | フリーアートアドミニストレーター |
| 橋爪 紳也 | 大阪府立大学大学院経済学研究科 教授 大阪府立大学観光産業戦略研究 所長 |
| 春野 恵子 | 浪曲師／公益社団法人浪曲親友協会 理事 |
| 広瀬 依子 | 追手門学院大学国際教養学部 講師 |
| 藤野 一夫 | 神戸大学大学院国際文化学研究科 教授 |
| 森口 ゆたか | 近畿大学文芸学部 教授 |
| わかぎ ゑふ | 劇作家、演出家 |

※50音順・敬称略

第5章 資料編

- パブリックコメント結果

第5章 資料編

○ 計画の概要

第5章 資料編

○ 脚注

※¹ IoT (Internet of Things)

モノのインターネットの略語。ありとあらゆるモノがインターネットに接続され、センシング技術等を用いて、そのモノの使用に関するデータがクラウド上に蓄積され流通することによって、利用者により良いきめ細かなサービスが提供されるようになることを示した概念。利用者の生活に応じて温度等を自動制御する家電や自動車の自動運転技術など今後の展開は非常に多岐にわたる。

※² AI (Artificial Intelligence)

人工知能。人間の脳が行っているように、ものを認識し、理解し、学習し判断するなどのプロセスをコンピュータに行わせる技術。AIの技術によって、これまで人間の手で行ってきた仕事を、人工知能を搭載したロボットに行わせることが可能になる。

※³ ビッグデータ

従来のデータ処理・管理のあり方では活用が困難であるような巨大データ群を意味する。データ量、サイズの大きさに加え、様々な種類・形式が含まれる。交通情報や携帯電話の利用データ、犯罪情報、人の歩行情報など情報の範囲は多様である。これらのデータを記録し、活用することによって、新たな予測が可能になったり、新たな仕組みやシステムを生み出す基礎とすることなどが可能である。

※⁴ ICT (Information and Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う情報処理や通信に関する技術。

※⁵ Society5.0

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指す。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

※⁶ アウトリーチ活動

出前授業、出張講座、移動博物館等、利用者のもとへ出向いて実施する様々な教育普及活動。

※7 VR (Virtual Reality)

仮想現実。ゴーグルなどを装着することでユーザーの五感を刺激し、本物そっくりの仮想現実を体験できる。

※8 AR (Augmented Reality)

拡張現実。スマートフォンなどを通じて、現実の風景の中にCGなどの視覚情報を重ねて表示したもの。

※9 ダイバーシティ

多様性。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

※10 インクルージョン (ソーシャルインクルージョン)

包摂 (社会的包摂)。全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合うという理念。

※11 アーカイブ

文書や記録などを収集し、タイトルや公開者の情報をつけて組織化し、蓄積保存すること。